

# 応急手当の普及啓発実施要綱一部抜粋

## 11 応急手当普及員の認定等

(1) 応急手当普及員は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導、及び応急手当指導員が指導する上級救命講習の補助に従事することができるものとする。

(2) 応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定する。

I 別表 8 に定める応急手当普及員講習 I を修了した者

II 次のアからウのいずれかに該当する者で別表 9 に定める応急手当普及員講習 II を修了した者。ただし、ア又はイに該当する者で、過去 2 年以内に消防機関に在職していた者で普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習 II を免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していたもの

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

III 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

(3) 現に教職員にある者に対する応急手当普及員講習については、講習の質を確保するものであれば、別表 8 の 2 「現に教職員にある者に対する応急手当普及員講習 I の時間数」にならって講習時間を短縮し実施することも可能とする。

## 14 応急手当普及員の資格の有効期限

応急手当普及員の認定（前掲 11 (2) III に定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から 3 年（資格認定時に消防機関に在籍していた者については、消防機関を退職した日から 3 年）で失効するものとする。ただし、失効日から概ね 3 ヶ月以内に別表 10 に定める応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに 3 年間有効とし、それ以降も同様とする。

## 16 認定の取り消し

消防長は、応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

別表 8 応急手当普及員講習 I

項 目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	1 2 0	5 4 0
	救命に必要な応急手当の基礎実技	2 4 0	
	その他の応急手当の基礎実技	1 8 0	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	3 0 0	7 8 0
	救命に必要な応急手当の指導要領心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む	3 6 0	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	1 2 0	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		1 2 0	
合計時間		1, 4 4 0	

(注)

- ・ 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者 等に関する知識を意味する。
- ・ 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・ 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・ 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表 8 の 2 現に教職員にある者に対する応急手当普及員講習 I の時間数

	基本時間	養護教諭＋上級救命受講済	養護教諭＋普通救命受講済	養護教諭以外の教諭＋上級救命受講済	養護教諭以外の教諭＋普通救命受講
基礎知識（講義）	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0
救命に必要な応急手当の基礎実技	2 4 0	0	6 0	0	6 0
その他の応急手当の基礎実技	1 8 0	0	1 8 0	0	1 8 0
基礎医学・資器材の取扱い要領・指導技法	3 0 0	6 0	6 0	1 8 0	1 8 0
救命に必要な応急手当の指導要領	3 6 0	1 8 0	1 8 0	1 8 0	1 8 0
各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0
効果測定・指導内容に関する質疑への対応	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0
合計時間（分）	1 4 4 0	6 0 0	8 4 0	7 2 0	9 6 0
合計時間（時間）	2 4	1 0	1 4	1 2	1 6

（注）教育機関の教員が指導技術を持つ専門職であることを踏まえ、受講者が所持する教員免許の種類

（一定の医療知識の有無）及びこれまでに受講経験のある救命講習の種類（上級救命講習又は普通救命講習）に応じて、応急手当普及員講習 I の受講時間を短縮できる。

別表9 応急手当普及員講習Ⅱ

項 目		時間(分)
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む	180
合計時間		240

(注)

- ・ 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・ 指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。